

十文字学園女子大学図書館キャラクター取り扱い細則

(趣旨)

第1条 十文字学園女子大学図書館（以下「本学図書館」という。）のキャラクターを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(キャラクター)

第2条 本学図書館のキャラクターの基本原型は別紙のとおりとする。

2 基本原型を改変または加工して使用する場合は、本学図書館の許可を得るものとする。

(使用)

第3条 キャラクターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 十文字学園（以下「本学園」という。）の教職員

(2) 本学園の学生

(3) その他図書館長が許可した者

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用申請書に必要書類を添付し、図書館長に提出しその承認を得なければならない。

2 ただし、図書館が発行および主催する事業に使用する場合は、この限りではない。

(使用の不許可)

第5条 図書館長は、次の各号の一に該当すると認められた時は、キャラクターの使用について許可しないものとする。

(1) 本学図書館の名誉が傷つけられる恐れがある時

(2) キャラクターの使用目的および使用方法が適当でないと認められる時

(使用の停止)

第6条 図書館長は、次の各号の一に該当すると認められた時は、キャラクターの使用について使用許可を取り消しまたは使用を停止させることができる。

(1) 本学図書館の名誉が傷つけられる恐れがある時

(2) 使用許可の内容と異なる時

(第三者の使用の禁止)

第7条 キャラクターを使用する者は、本学図書館の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(事務)

第8条 キャラクターの使用に関する事務は、学術情報部図書課が処理する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、図書館長が決定し図書館運営委員会に報告する。

附則

この細則は、平成 25 年 12 月 5 日より施行する。